

【掲載官報】

平成 22 年 9 月 14 日 本紙第 5397 号

【法令名】

○石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 9 月 14 日 政令第 199 号

【管轄省庁】

総務省

【施行期日】

平成 22 年 9 月 14 日

【制定の根拠規定】

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

今年度の特別防災区域の状況の調査結果により、直江津地区及び堺泉北臨海地区において特別防災区域を拡張する必要性が明らかになったことから、当該区域の拡張を行い、特別防災区域の表示の改正も併せて行う。

* 要旨

(1) 基準日（その日における行政区画等をもって範囲を確定する日）を平成 22 年 4 月 1 日に変更する。

(2) 地区ごとの区域の表示を改め、又は区域の拡張を行う（改正内容は下記の通り）。

| 地区番号 | 地区名 | 都道府県 | 改正内容 |
|------|---------|------|-------------|
| 4の3 | むつ小川原地区 | 青森県 | 区域表示の変更 |
| 12 | いわき地区 | 福島県 | 区域表示の変更 |
| 24 | 直江津地区 | 新潟県 | 埋立竣工に伴う区域拡張 |
| 29 | 金沢港北地区 | 石川県 | 区域表示の変更 |
| 36 | 四日市臨海地区 | 三重県 | 区域表示の変更 |

WestlawJapan 法令解説

| | | | |
|---------|-------------|------|--------------------------|
| 3 9 | 堺泉北臨海地区 | 大阪府 | 事業所の拡張に伴う区域拡張 区域表示の変更 |
| 4 4 | 姫路臨海地区 | 兵庫県 | 区域表示の変更 |
| 4 5 | 和歌山北部臨海北部地区 | 和歌山県 | 区域表示の変更 |
| 6 5 | 北九州地区 | 福岡県 | 区域表示の変更 |
| 6 8 | 福島地区 | 長崎県 | 区域表示の変更 |
| 7 1 | 大分地区 | 大分県 | 区域表示の変更 |
| 7 1 の 2 | 川内地区 | 鹿児島県 | 区域表示の変更 |

(本則関係・別表関係)

.....